



熊本県公報

号外 第 2 2 号
平成 26 年 4 月 1 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康福祉政策課) 1

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 9 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則(昭和 5 2 年熊本県規則第 6 7 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条中「第 9 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「に定めるとおり」を「のとおり」に改める。

第 1 0 条中「第 1 1 条」を「第 5 条」に改める。
第 1 2 条中「第 2 7 条第 4 項の規定により、当該職員が立入検査にあたって携帯しなければならない」を「第 1 0 条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項の」に改める。

別表第 1 の 1 中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同表の 1 (1)ア中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の 1 (1)ウ中「を収容する」を「に供与する」に、「3 0 0 円」を「3 1 0 円」に改め、同表の 1 (2)ア中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の 1 (2)イ中「2, 4 0 1, 0 0 0 円」を「2, 5 3 0, 0 0 0 円」に改め、同表の 1 (2)エを次のように改める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を「応急仮設住宅」として設置できること。

別表第 1 の 1 (2)オ中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表の 2 中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同表の 2 (1)ア中「収容された」を「避難している」に改め、同表の 2 (1)ウ中「1, 0 1 0 円」を「1, 0 4 0 円」に改め、同表の 2 (2)イ中「及び浄水」を「又は浄水」に改め、同表の 3 (1)中「たい積等」を「堆積等」に、「日用品等」

を「生活必需品」に、「喪失」を「喪失し、」に改め、同表の 3 (3)アの表中

1 7,
2 8,

2 0 0 円	2 2, 2 0 0 円	3 2, 7 0 0 円	3 9, 2 0 0 円	4 9, 7 0 0 円	7,
5 0 0 円	3 6, 9 0 0 円	5 1, 4 0 0 円	6 0, 2 0 0 円	7 5, 7 0 0 円	1 0,

3 0 0 円	を	1 7, 8 0 0 円	2 2, 9 0 0 円	3 3, 7 0 0 円	4 0, 4 0 0 円
4 0 0 円		2 9, 4 0 0 円	3 8, 1 0 0 円	5 3, 1 0 0 円	6 2, 1 0 0 円

5 1, 2 0 0 円	7, 5 0 0 円	に改め、同表の 3 (3)イの表中	5, 6 0 0 円
7 8, 1 0 0 円	1 0, 7 0 0 円		9, 1 0 0 円

7, 6 0 0 円	1 1, 4 0 0 円	1 3, 8 0 0 円	1 7, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円
1 2, 0 0 0 円	1 6, 8 0 0 円	1 9, 9 0 0 円	2 5, 3 0 0 円	3, 3 0 0 円

を	5, 8 0 0 円	7, 8 0 0 円	1 1, 7 0 0 円	1 4, 2 0 0 円	1 8, 0 0 0
	9, 4 0 0 円	1 2, 3 0 0 円	1 7, 4 0 0 円	2 0, 6 0 0 円	2 6, 1 0 0

円	2, 5 0 0 円	に改め、同表の 4 (1)エ中「治療材料及び」を「治療材料、」に改
円	3, 4 0 0 円	

め、同表の 5 中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表の 5 (1)中「捜索し、」の次に「又は」を加え、同表の 6 中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同表 6 (2)

中「520,000円」を「547,000円」に改め、同表の9(3)中「201,000円」を「206,000円」に、「160,800円」を「164,800円」に改め、同表の11(4)ア中「3,300円」を「3,400円」に改め、同表の11(4)イ中「5,000円」を「5,200円」に改め、同表の13(1)ウ中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

別表第2のその1の表を次のように改める。

別表第2(第10係関係)

その1

区分	日当	時間外勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	1人1日当たり25,500円以内	勤務が7時間45分以上にわたるときは、超過する勤務時間1時間につき、日当額に775分の1.25を乗じて得た額	熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)に定める8級以下の職務にある者の旅費に相当する額
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1人1日当たり17,200円以内		
救急救命士	1人1日当たり14,100円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	1人1日当たり17,900円以内		
土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり17,100円以内		
大工	1人1日当たり17,700円以内		
左官	1人1日当たり16,500円以内		
とび職	1人1日当たり16,700円以内		

別記第1号様式中「第26条」を「第9条第1項」に改める。

別記第2号様式中「第26条」を「第9条第1項」に、「公用令書を下記」を「を下記」に改める。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「第26条」を「第9条第1項」に改める。

別記第7号様式中「第24条」を「第7条第1項」に、「第45条」を「第31条」に、「6箇月」を「6月」に、「5万円」を「30万円」に改める。

別記第8号様式中「第24条の規定による公用令書」を「第7条第1項の規定による従事命令」に改める。

別記第11号様式1頁中「第
十七
条」を「第十
条第
一
項
又
は
第
二
項」に改め、同様式3頁を次のように改める。

災 害 救 助 法 (抜 粋)

(指 定 行 政 機 関 の 長 等 の 立 入 検 査 等)

第 六 条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都 道 府 県 知 事 の 立 入 検 査 等)

第十條 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

別記第 1 2 号様式中「第 2 9 条」を「第 1 2 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。